

Title	宮崎県の旧制中学校と受験準備教育：宮崎中学校を事例として
Sub Title	Middle school and the education for the entrance exam in Miyazaki prefecture : a case study on Miyazaki middle school
Author	吉野, 剛弘(Yoshino, Takehiro)
Publisher	慶應義塾大学大学院社会学研究科
Publication year	2011
Jtitle	慶應義塾大学大学院社会学研究科紀要：社会学心理学教育学：人間と社会の探究 (Studies in sociology, psychology and education : inquiries into humans and societies). No.72 (2011.) ,p.109- 122
JaLC DOI	
Abstract	<p>This thesis clarifies how the education for the entrance exam to advanced schools developed in a local area focusing on the hoshu-ka (supplementary course) and Yobikyoiku-koshujo (preparatory school) founded in Miyazaki Middle School. Students who go on to advanced schools from Miyazaki prefecture were considered fewer than those from neighboring prefectures. This was made an issue in the foundation of Yobi-kyoiku-koshujo. It was one of the solutions to the issue, however, it survived only for one year.</p> <p>Hoshu-ka's curriculum contained English, mathematics, kokugo-oyobi-kanbun (Japanese and Chinese classics), physics, chemistry and natural history. And again, there was a discussion of adding history and geography to the hoshu-ka's curriculum in the Meiji era. But after 1922 subjects in the curriculum was decreased to three: English, mathematics and kokugo-oyobi-kanbun. Students couldn't pass the entrance exam because most advanced schools assigned in the entrance exam more than three subjects above mentioned.</p> <p>Hoshu-ka in Miyazaki Middle School didn't respond sufficiently to the demand of the student who hoped for going on to an advanced school. Some students passed the entrance exam by withdrawing the hoshu-ka in Miyazaki Middle School and reentering other preparatory school in Tokyo etc.</p>
Notes	論文
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN0006957X-00000072-0109

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

宮崎県の旧制中学校と受験準備教育

——宮崎中学校を事例として——

Middle School and the Education for the Entrance Exam in Miyazaki Prefecture

——A Case Study on Miyazaki Middle School——

吉 野 剛 弘*

Takehiro Yoshino

This thesis clarifies how the education for the entrance exam to advanced schools developed in a local area focusing on the hoshu-ka (supplementary course) and Yobi-kyoiku-koshujo (preparatory school) founded in Miyazaki Middle School.

Students who go on to advanced schools from Miyazaki prefecture were considered fewer than those from neighboring prefectures. This was made an issue in the foundation of Yobi-kyoiku-koshujo. It was one of the solutions to the issue, however, it survived only for one year.

Hoshu-ka's curriculum contained English, mathematics, kokugo-oyobi-kanbun (Japanese and Chinese classics), physics, chemistry and natural history. And again, there was a discussion of adding history and geography to the hoshu-ka's curriculum in the Meiji era. But after 1922 subjects in the curriculum was decreased to three: English, mathematics and kokugo-oyobi-kanbun. Students couldn't pass the entrance exam because most advanced schools assigned in the entrance exam more than three subjects above mentioned.

Hoshu-ka in Miyazaki Middle School didn't respond sufficiently to the demand of the student who hoped for going on to an advanced school. Some students passed the entrance exam by withdrawing the hoshu-ka in Miyazaki Middle School and reentering other preparatory school in Tokyo etc.

はじめに

本論文は、地方の旧制中学校において上級学校への受験準備教育がどのように展開していったのかを、補習科を中心とした中学校内に設置された受験準備教育機関の動向を通して解明していく。より具体的には、宮崎県の宮崎中学校に設置された補習科と予備教育講習所を事例にとって検討する。

筆者は以前、東京府立中学校の補習科を事例にとり、その設置当初から教育内容が受験準備教育に特化していたこと、高等学校入試の施行時期が3月となった1921（大正10）年以降1年間受験生を収容す

* 東京電機大学情報環境学部講師（2003年3月後期博士課程教育学専攻単位取得満期退学）

る機関へと変貌したこと、昭和期の受験準備教育批判の中でアンダーグラウンドな存在へと変わっていったことを明らかにした¹⁾。しかしながら、東京府は上級学校も受験準備教育機関も多く存在する地域であり、それゆえに補習科を媒介とした受験準備教育への対応というのは、地域的特性にもとづく特殊な事例と考えることも可能である。中学校補習科は全国的な広がりを持つことを考えれば、他の地域の補習科に関する研究が必要である。

県単位で考えたとき、補習科の有無によって県を分類した上で、中学校卒業者が進みうる上級学校の多寡と補習科以外の受験準備教育機関の有無によって、類型化することが可能である。補習科の実態を明らかにする作業の一環として、東京府と対照的な地域、すなわち上級学校が少なく、補習科以外の受験準備教育機関を持たない地域の事例を明らかにするというのが本論文の課題である。言い換えれば、補習科を通じた受験準備教育のありようの両極というべきものをまず押さえておくということである²⁾。

1924（大正13）年の高等農林学校設立まで中学校卒業後に進学する上級学校を持たず、東京府に多く見られた受験準備教育機関も存在しなかった宮崎県は、上述の課題意識に適した事例である。宮崎県の中学校で補習科が設置されたのは宮崎、都城、延岡にある県立の3校であるが、宮崎中学校のものが設置された年数も長く、収容した人数も最も多い。また、後述する予備教育講習所の設置が検討されたのも宮崎中学校である。そこで、本論文では宮崎中学校を事例として検討を進めることにする。

本論に入る前に、宮崎県における中学校補習科に関する先行研究の状況を検討しておく³⁾。宮崎県における教育沿革史は『宮崎県史』の教育部分のみであり、県教育史単独では編まれていない。県史の中の一部でかつ教育の全容に触れるという制約もあり、中学校に関する記述はあるが補習科についての言及はない。

宮崎中学校では、創立50周年時に校友会誌『望洋』第84号で校史の特集が組まれ、その後70周年から90周年まで『創立七十周年記念誌 創立七十秋』（以下、『七十秋』）、『創立八十周年記念誌』、『創立九十周年記念誌 九十秋』と記念誌を編纂している。さらに創立100周年の際に『大宮高校百年史』（以下、『百年史』）を編纂しており、この『百年史』が本格的な沿革史となっている⁴⁾。そこでは、宮崎中学校における受験準備教育に関する事柄として、1921（大正10）年に受験準備教育を目的とした予備教育講習所という機関が設置されたこと、補習科についてはその廃止についてのみ触れられている。

しかし、その内容は県所蔵の公文書から引用した数字を除けば、基本的に『望洋』第84号に掲載された「宮崎中学校五十年側面史」（以下、「側面史」）からの引用である。この「側面史」によれば、予備教育講習所は在学生を対象とした機関であり、しかも設置されたその年になくなってしまった⁵⁾。しかし、「受験準備に名を藉つて都会地に遊学する」⁶⁾生徒のために設置しており、都会に出なくとも受験準備に励むことができるようにという配慮であったことが分かる。さらには、この機関の設置にあたって「要路に建議し」て「年額三千元」という費用を得て、「県下中学校に亘り優良教員を物色招致し」ているということから、相当な意気込みのもとに設置された機関といえる。設置をめぐってどのような議論が交わされたのかを検討する必要があるだろう。

また、補習科の廃止については、生徒数の少なさに触れる一方でその不真面目さを理由にあげている⁷⁾。しかし、これには疑問が残る。宮崎中学校は一貫して進学重視の姿勢を貫いてきていると評してよい学校だからである。先述の予備教育講習所もその証左であるし、1908（明治41）年の中学校令施行規則の改正により補習科に実業関係科目を置けるようになった際にもその設置には踏み切らなかった。さらに、補習科がなくなった後の1934（昭和9）年から宮崎中学校は第二種課程のみの学校とな

る。「側面史」では補習科生徒の不真面目さを問題視しているが、進学重視の学校であれば現実問題として進学希望者全員の現役合格は望めないことから、むしろ補習科の必要性が高まると考える方が自然である⁸⁾。『百年史』では、「側面史」の説を支持しつつも、上述の県所蔵の公文書における生徒の退学理由に家庭の都合が多いことに注目し、「補習科の廃止は「生徒の勉学姿勢」もさることながら、当時の経済不況による家庭教育費の逼迫によるものであった」⁹⁾としている。しかし、補習科の授業料に苦しむのであるとすれば、それよりもはるかに高額な授業料を支払わねばならない上級学校への進学は実現可能性に乏しい。先述の『百年史』で使用されている県所蔵の公文書は、大正期のものから残されている。改めてそれらを精査し、実態を検討することが必要である。

本論で使用する主要な史料について触れておきたい。予備教育講習所については県会において議論されており、その議事録が残っているので、県会での議論をもとにその設置をめぐる議論の様相を明らかにしていくことにする。補習科の実態については学校文書が有力な史料になりうるが、宮崎中学校の学校文書は1917（大正6）年と1945（昭和20）年の2回の火災により壊滅的な状況である¹⁰⁾。先述の県所蔵の公文書というのは、宮崎県文書センターに所蔵されている1915（大正4）年以降県内の中等教育機関を対象に実施されていた県立学校調査のことである¹¹⁾。この史料には以下に示すような補習科に関する項目が存在しており、その実態を示す貴重な史料である。本論で使用する項目は以下の通りである。

1925（大正14）年まで

- （八）宮崎中学校前学年度入退学月次調
- （十七）宮崎中学校補習科入退学本学年度月次調
- （十八）宮崎中学校補習科前学年度半途退学者調
- （二十）宮崎中学校補習科本学年度学科目毎週時数教員等調

1926（大正15）年から

- （一）学級別出身地別生徒調
- （五）本年度入学状況調 補習科
- （十）前学年度半途退学者事由別調 補習科

以上に示したようにこの調査は1926（大正15）年以降は書式が変わり、それまでほどに詳細な情報は載っていない。そこで、必要に応じて校友会誌『望洋』に掲載された上級学校進学者の名簿などを用いて実態を解明していく。

2. 明治期の補習科

（1）『宮崎県学事年報』にみる宮崎県立中学校の補習科

補習科が設置された当初の状況はどのようなものであったのだろうか。ここでは各年度の『宮崎県学事年報』における報告から検討する。

補習科に関する記述の初出は1901（明治34）年度のものであるが、そこでは「本年度ヨリ宮崎中学校ニ始メテ補習科ヲ設置セシニ学年ノ当初ハ二十四人ノ生徒アリシモ七月マテニ各志望ノ学校ニ入学シ或ハ疾病家事ノ都合ニ依リ皆ナ退学セシ為メ遂ニ授業ヲ停止セリ」¹²⁾と報告された。ここでは設置されたのは宮崎中学校のみで24人の生徒がいたものの、訳あって退学し、7月をもって授業が終わっている

ことが分かる。他の年度においても状況に変わりはない。この時期はすでに4月入学の上級学校も出始めているが、1年間に在籍しつづけた生徒がいたのは1904（明治37）年のみである。退学者の動向が分からないので詳細は不明であるが、進学者数があえて明言されていないことを考えれば、この時期の補習科はそれほど多くの進学者を輩出していたとは考えにくい。

(2) 宮崎県立中学校学則と補習科の位置づけ

宮崎県立中学校学則は、1899（明治32）年に制定されたが、そこには補習科の規定はなかった。しかし、前節の学事年報の記述からも明らかなように明治30年代に補習科は設置されていた¹³⁾。補習科が学則上に最初にあらわれるのは1912（明治45）年に改正された学則でのことである。そこでの補習科関係の規定は以下の通りである¹⁴⁾。

第一章 編制

第一条 県立中学校ニ補習科ヲ置ク

補習科ノ修業年限ヲ一年トス

第二条 県立中学校ノ生徒定員ハ左ノ如シ但シ補習科生徒ハ算入セス

宮崎中学校 六百名

都城中学校 四百名

延岡中学校 四百名

(中略)

第三章 学科課程, 教授時数

第六条 学科課程及毎週教授時数ハ左表ノ如シ但シ唱歌ハ当分ノ内之ヲ欠クコトアルヘシ

	第一学年から第五学年 略	補習科	
		毎週教授時数	課程
修身			
国語及漢文		3	国語講読・漢文講読・作文・文法
外国語（英語）		8	読方及訳解・話方及作文・書取・文法
歴史			
地理			
数学		4	代数・幾何・三角法
博物		1	植物・動物・生理及衛生・鉱物
物理及化学		2	物理・化学
法制及経済			
図画			
唱歌			
体操			
計		18	

唱歌ヲ欠キタル学校ニ於テハ其ノ毎週教授時数ハ之ヲ他ノ学科目ニ配当ス
補習科ノ学科目及毎週教授時数ハ必要ニ依リ之ヲ増加スルコトアルヘシ

(中略)

第六章 授業料

第二十条 授業料額ハ月額金一円八十銭トス但シ学校ニ於テ一暦月全ク休業ストキハ其ノ月ノ授業料ヲ徴収セス

(後略)

これによれば、補習科の修業年限は1年で、人数の制限もないことになる。すでに見たように、実際に1年間在籍した者はほとんどいなかったのだが、既存の補習科が制度上は1年のものとして設置されていたことからそれを追認したものといえる。実態はともあれ入学試験を受けようとする者に対応できる体制を維持しようという姿勢がみることができよう。

さらに、この改正に先駆けて、1911（明治44）年11月25日に宮崎、都城、延岡の三中学校から知事に学則改正を開申する文書の中で、第六条の余白に「補習科ニ歴史地理二時間加ヘテハ如何」¹⁵⁾という書き込みがみられる。この書き込みが誰によるものかは不明であるし、結果的に歴史も地理も加えられることはなかったわけだが、上級学校の入学試験で課される学科目のうち歴史と地理が抜けている中でこのような科目を加えようという考えがあったことは注目に値する。

3. 予備教育講習所

(1) 県会における議論

宮崎中学校では1921（大正10）年に予備教育講習所を設置することになった。この講習所については、1920（大正9）年11月から12月にかけての通常県会の教育費予算の審議でその構想が示された。

あくまで予算の審議であるので、県側の説明は金銭が関わる教員への給料、手当に終始していた。理事官の天谷虎之助は、「此ノ講習所ニ二名ノ教員給ガ組マレテ居ルノデアリマス」¹⁶⁾といい、さらには第七項¹⁷⁾として講習所の費目をさらに組んだ上で「之ヲチヨツト見マスト前ノモノトニ重ニナルヤウデアリマスガ講習所ニ適当ナ教師ヲ備フ為ニ附属中学校ノ教員ヨリモ多クノ俸給ヲ与ヘタイノデアリマス、附属中学校ノ教員ダケデハ十分中学以後ノカアル教師ガ雇ハレマセヌカラ二人ノ先生ニ四十円ノ手当ヲ更ニ加ヘテサウシテ十分學術堪能ナ教員ヲ雇ヒタイト云フ為メ茲ニ二名ノ手当ヲ加ヘテ居ルノデアリマス、人ハ矢張り中学校デアリマスガ二人増員シタ専任講師二名ト云フノハ全テ同一ノ人ニナルノデアリマス、其他ハ僅カノ所費デアリマス」¹⁸⁾と説明した。

しかし、その後の質疑で教員予算に関する議論は出てこない。大庭景範（児湯郡上江村）は宮崎県の上級学校への進学実績が他県に比べて低いことを質した¹⁹⁾。それに対して天谷は「現在ニ於テモ尚ホ他府県ノ中学校卒業生ニ比シテ本県中学卒業生ハ高等学校専門学校ニ這入ル率ガ少ナイノデアリマス、其ノ為メ今度講習所ヲ設ケタイト云フ希望デアリマス」²⁰⁾といい、九州他県と比べて宮崎県の進学率が低いことを指摘した上で「誠ニ憂フ可キ現象ダラウト思ヒマス」²¹⁾とまで言っている。

それを受けて甲斐善市（東臼杵郡延岡町）が進学率が低いことの原因を尋ねたが²²⁾、それに対する天谷の回答は以下の通りである。

「憂フ可キ現象デアルト云フ言葉ガ変ニ聞ヘタヤウデアリマスガ、勿論中学校ハ高等学校ニ這入ルト云フソレバカリガ目的デハナイカラ、必ラズシモ高等ノ学校ニ這入ル率ヲ以テ中学教育ノ全部

ノ目的ヲ達シタト云フコトヲ云フノデアリマセヌガ、併シナガラ県トシテハ各種ノ高等ノ学校ヘ優秀ナル所ノ生徒ヲ出シテ本県カラ色々ノ方面ニ人物ヲ輩出セシムルト云フコトハ、之ハ県民ト同様熱望スル所デアリマス、(中略)何故本県ガ他県ニ比シテ中学卒業者ノ高等学校ニ這入ル率ガ少ナイカト云フコトニ付テハ色々ノ原因ガアラウト思ヒマス、之ニ付テハ議員ノ御方々ニ於テモ色々御考ガアラウト信ジマスガ、自分ノ考ヘトシテハ決シテ単純ナ原因デアハ無ヒト思ヒマス、一ニハ従来交通ノ便ガ開ケテ居ナイ為メ優秀ナ中学校職員ガ好シク来ナカツタ、随ツテ教員ニ立派ナ人ヲ得ルコトガ出来ナカツタコトモ原因ダラウト思ヒマス、ソレデ出来ル丈ケ待遇ヲ高メテ学識経験ニ富シタ所ノ中学教員ヲ傭聘スルコトガ必要ト思ヒマス、ソレカラ又学校トカ或ハ職員トカ云フ関係以外ニ交通機関ガ不備ノ為メ県下ノ青年ガ外来ノ刺戟ヲ受ケルコトガ少ク向学心ト言ヒマスルカ或ハ勉強心ト云フヤウナモノガ、他府県ノ青年ニ比シ幾ラカ薄ヒノデアハ無ヒカト斯ウ思フノデアリマス、ソレカラ又生徒以外ノ父兄或ハ有志ト云フヤウナ方々ノ激励、刺戟ト云フヤウナコトモ、他府県ヨリ足りナクハ無カツタカト自分ハ考ヘルノデアリマス、兎ニ色々ノ方面カラ成績ヲ見テ居ルノデアリマスルガ、他府県同様、若クハ夫レ以上人材ヲ輩出セシメタイト云フコトヲ皆ナ考ヘテ居ルノデアリマスカラ、将来ノコト、シテ是レカラ相共ニ出来ル丈ケ英才教育ト云フコトヲシタイト斯ウ思ツテ居ルノデアリマス」²³⁾

進学率低迷の原因は、宮崎県が他県と比べて交通の便が悪いため、優秀な教員を招けないなど教育環境にも悪影響を与えているということである。そこで予備教育講習所を設置し、優秀な教員を招聘して、英才教育を行おうということである。他県との比較ということについていえば、河野通（東臼杵郡東郷村）が他県に同様のものがあるかを問うている²⁴⁾。それに対して天谷は、「形ハ違ヒマスガ、熊本デヤツテ居リマス、鹿児島デモ同ジ趣意ノモノヲヤツテ居リマシテ何レモ成績ヲ挙ゲテ居ルソウデアリマス」²⁵⁾と答えている。二県の事例はともに補習科を指していると思われるので、すでに補習科を設置している宮崎県が予備教育講習所を設置する根拠としては乏しいはずだが、問題は隣県に比して宮崎県の実績が低いということなのであろう。

さらには宮崎中学校に設置することまでもが問題となり、河野や甲斐は都城や延岡にこそ設置すべきという²⁶⁾。甲斐はさらに天谷の先述の進学率低迷の原因の発言を持ち出し、「宮崎ノ如キハ種々ナル便利ガアツテ、勉強スルニ都合ガ宜イケレドモ延岡ノ如キハ汽車モナク、外来ノ刺戟ヲ受ケルコトモ少ナイノデアルカラ、宮崎ヨリ先ンジテ設ケル必要ガアリハセナイカト思フ、然ルニ単ニ監督ノ都合カラ設ケタト云フサウイフ薄弱ナ理由デアリマセウカ、兎角施設ノ上ニ宮崎ガ先ニナツテ他ハ後回シニナル嫌ヒガアル、経済上ノ都合デ出来ナイト云フ理由デナイ限りハ之ハ寧ロ不便ノ地ヲ選ンデヤルノガ正当デアハ無ヒカト思フ」²⁷⁾とまで主張している。

この時期に補習科が機能していたのは宮崎中学校のみであることを考えれば、宮崎に設置されるのは自然の流れである。さらに河野や甲斐は延岡を擁する東臼杵郡、甲斐にいたっては延岡選出の議員であり、自らの地域への誘致の意図が感じられる。しかし、ここで重要なのは、たとえ利益誘導であったにせよ、議員においても予備教育講習所の設置そのものに異を唱えてはいないということである。

このようにさまざまな議論は出たが、知事の演説をもって議論は一気に収束する。予備教育講習所に関する発言は以下の通りである。

「講習所ノ如キハ卒業生ヲシテ出来得ル限り高等ノ学校ニ這入レルヤウニシタイト云フ見地カラ出テ居ルノデアリマシテ之モ一ハ中学卒業生ノ内容充実ヲ図ル為メニ他ナラヌノデアリマス中学校ノ例カラ申シマスレバ講習所ヲ設ケナイデモ高等ノ専門学校ニ這入り得ルノデアリマスガ今日ハ未ダ其時機ニ達シテ居ラナイ為メニ遺憾ナガラ斯ウ云フ補充的ノモノヲ設ケタノデアリマス、一面ニハ卒業生ヲ沢山ニ出スト同時ニ高等ノ専門学校ニ這入ラセル又這入りタイト云希望ヲ懷イテ居ルモノニ對シテハ出来得ル限り多ク入レサスト云フコトガ詰リ宮崎県ノ発展デアルカラ此講習所ヲ設ケタノデアリマス即チ中学教育ニ付テモ他府県ニ劣ラヌ所ノ卒業生ヲ出シタイト云フコトニ付テ努力シテ居リマス」²⁸⁾

知事としては、予備教育講習所は「遺憾ナガラ」設置するものだけということであるが、「中学教育ニ付テモ他府県ニ劣ラヌ所ノ卒業生ヲ出シタイ」というのであるから、積極性の違いはあるにせよ、予備教育講習所が必要であるという認識に違いはない。県も議員たちも宮崎県の上級学校進学者数を増やすべく何かをしなければならぬと考えていたのである。

(2) 予備教育講習所の設置

かくして設置が決まった予備教育講習所であるが、具体的な中身は告示第24号で以下のように規程が示された²⁹⁾。

予備教育講習所規程

第一章 編制

第一条 本所ハ中学校在学中ノ者ニシテ将来高等程度ノ学校ニ入学ヲ志望スル者ノ為予備教育ヲ施スヲ以テ目的トス

第二条 本所ハ当分ノ内宮崎県立宮崎中学校内ニ置ク

第二章 学科目及教授時数

第三条 学科目ハ第一条ノ目的ヲ達スルニ必要ナル諸科目中ニ就キ所長之ヲ定ム但シ以上ノ学科目ハ生徒ノ志望ニ依リ之ヲ選択科目ト為スコトヲ得

第四条 教授時間ハ毎週二十時間以内ニ於テ所長之ヲ定ム

第三章 講習期間及休業日

第五条 講習期間ハ一ヶ年トシ毎年四月ニ始マリ翌年三月ヲ以テ終ル

(第六条 略)

第四章 入学及退学

第七条 本所ニ入学スルコトヲ得ル者ハ中学校在學生ニシテ将来中等学校以上ノ学校ニ入学ヲ志望スル者ノ内所長ニ於テ入学ヲ許可シタル者ニ限ル

中学校卒業生ニ在ラサルモ之ト同等以上ノ学力ヲ有シ前項ノ志望ヲ有スル者ト認メタル時ハ所長ニ於テ之ヲ許可スルコトヲ得

第八条 入学志望者ニ就テハ其ノ学力操行ヲ考査シ身体検査ヲ行ヒ将来高等教育ヲ受クルニ適セサル者ト認メタル時ハ入学ヲ許可セサルコトアルヘシ

第九条 入学志願者ハ第一号書式ニ依リ入学願書及第二号書式ニ依リ履歴書ヲ所員ニ差出スヘシ

(中略)

第二号書式 (用紙半紙)

履 歴 書

原 籍

氏 名

生 年 月 日

一 年月日何々小学校何学年修了

一 年月日何々中学校入学

年月日何々中学校卒業

右 ノ 通 ニ 候 也

年 月 日

氏 名 ㊦

第一条と第七条の第一項を見る限り中学校在学生在が入ることとなっているが、第七条の第二項では中学校卒業生でない者も入学しうる旨規定されており、入学資格は一定しない。しかも、第九条に定める出願書類のひとつである履歴書の書式には中学校卒業を記す例が示されている。これらのことから、中学校在在校生を原則としつつも、卒業生を入れることを当初から想定していたものと考えられる。

授業時数は20時間以内とあり、補習科よりも若干多い。当時の宮崎中学校の本科の授業時数は30時間前後であり、仮に予備教育講習所が20時間もの授業を課した場合、在校生がこれらすべてを消化できる可能性はほとんどない。第一条の通りに在校生を主たる対象と考えていたのであれば、最初からもっと少ない授業時間を設定する方が自然である。これらの事実と、1921(大正10)年の県立学校調査に補習科の統計が存在していないことを考えれば、予備教育講習所は補習科の代替措置と見ることも可能だろう。しかし、予備教育講習所の教則や時間割が残っていない上に、統計上は生徒がいない1921(大正10)年度の補習科の級監の名が校友会雑誌に記されており、両者の関係は判然としない。

1922(大正11)年の宮崎中学校の校舎の図面には、補習科の教室はあるが予備教育講習所の教室はない³⁰⁾。長く見積もって1年でなくなってしまった予備教育講習所が果たそうとしていた機能は、結局のところ予備教育講習所の設置前から存在していた補習科が担っていったということになる。

3. 大正期以降の補習科

(1) 学科目の構成

県立学校調査では、1917(大正6)年から1923(大正12)年の一部の年については、開設された学科目と時数が判明している。それを示したのが表1である。

これによると、1921(大正11)年以降は理科関係の科目が一切課されなくなり、英語、数学、国漢のみの構成となっていることが分かる。つまり、学則上の変更はなかったものの、現場においては1919(大正8)年から1922(大正11)年までの間のどこかで3科目に絞られてしまっていたのである。一方、1917(大正6)年は22時間、1918(大正7)年は19時間と学則の規定より多くの時間を課しているが、1922(大正11)年以降は学則通り18時間になっている。学科目数と時間数という点では、予備教育講習所の議論をはさんで、議論の後の時期の方が低調なのである。

1918(大正7)年までは1つの学科目の中でも科目を複数に分けられていたが、1922(大正11)年以

表1 補習科の学科目・時数

学科目		教員名	1917 (大正6)	1918 (大正7)	1922 (大正11)	1923 (大正12)
国語及漢文	国語漢文	下司金			6	6
	国語	小川音吉	2	1		
	漢文	鯨卯三郎	2			
		本多常太郎		2		
数学	数学	進藤敏三			6	6
	代数	浅野丈夫	2			
		寺沢英一郎		1		
	幾何	山本巳三吉	2			
		山内愛助		2		
	三角	寺沢英一郎	2			
		佐野熊吉		2		
英語	英語	佐保武綱	2			
		檜崎敏雄	4			
		川井亀吉	2			
		永島藤三			6	
		境野晋				6
	英語補助読本	鬼塚篤雄		2		
	英語訳読	小田芳三郎		3		
英語作文	中村賢二郎		2			
物理		高島茅夫	2	2		
化学		佐野熊吉	2	2		

各年度の「(二十) 宮崎中学校補習科本学年度学科目毎週時数教員等調」より作成
各科目の時数が複数の和で表示してあるものは複数担当者によるものを示す

降は1学科目につき1名の教員が6時間担当するという体制になっている。1922（大正11）年以降の担当者4名のうち永島は1919（大正8）年12月、境野は1919（大正8）年8月に着任しており、進藤と下司は1921（大正10）年3月に着任している。予備教育講習所の議論の後に異動してきたのは進藤と下司であるが、彼らはともに都城中学校より異動しており、進藤は1919（大正8）年度、下司は1917（大正6）年度から1919（大正8）年度の都城中学校の補習科の授業を担当していた³¹⁾。

また、この補習科には少なくとも1921（大正10）年度から級監が置かれていた。現在確認できる補習科の級監は3年分だけであるが、1921（大正10）年は下司金、1931（昭和6）年と1932（昭和7）年は進藤敏三が級監となっている³²⁾。しかし、彼らはもともと宮崎県立中学校の教員である。予備教育講習所をめぐる県会での議論では優良教員の誘致が構想されていたが、結局のところ県内の人事異動にとどまったのである。

(2) 補習科の入退学状況と進学実績

補習科の生徒たちはどのくらいの期間在籍を続けたのだろうか。大正期に関しては毎月1日現在の入退学状況が分かっている。それを示したのが表2である。

これを見ると高等学校の入学試験が3月に変わる前、すなわち1921（大正9）年までの間は7月末までに退学していることが多いことが分かる。しかし、高等学校と海軍兵学校以外の上級学校はすでに4

表2 補習科の入退学状況

	1917 (大正6)		1918 (大正7)		1921 (大正10)		1922 (大正11)		1923 (大正12)		1930 (昭和5)		1931 (昭和6)	
	入学	退学	入学	退学	入学	退学	入学	退学	入学	退学	入学	退学	入学	退学
4月1日	15		4	1	20		7		19					
5月1日		2			7	4	5	1						
6月1日						3	1	3	1	2				
7月1日						4	1		1					
8月1日		13		3					1					
9月1日					1			1	1					
計	15	15	4	4					23	2	60		18	
10月1日現在 在籍者	0		0						21		42		18	
10月1日					1	2								
11月1日								4						
12月1日					1			4						
1月1日								1						
2月1日														
3月1日														
計					33*	13	14	14						

*原史料ママ。各月分を集計すると入学者は30名。

1921（大正10）・1921（大正11）年：翌年度の「(八) 宮崎中学校前学年度入退学月次調」より作成

1930（昭和5年）・1931（昭和6）年：「(一) 学級別出身地別生徒調」・「(五) 本年度入学状況調 補習科」より作成
上記以外の各年度：「(十七) 宮崎中学校補習科入退学本学年度月次調」より作成

月入学を実施していたこと、補習科は規定上1年間設置することになっていたことを考えると、この時期の補習科は9月入学以外の機関を志望する学生はいなかった、あるいは他の機関に移ってしまっていたということにもなる。この調査で補習科に1年間在籍しつづけた生徒の存在を最初に確認できるのは1921（大正10）年度である。ちょうどこの年から高等学校入試が3月になっているが、3月まで在籍した生徒の全員が高等学校を含めた上級学校に入学したかは不明である。

一方、途中で退学した生徒の動向についても見ておきたい。それを示したのが表3である。これを見ると、大正期にあっては一定数の生徒が上級学校への進学によって退学していることが分かるし、1921（大正10）年と1922（大正11）年は中退者の全員が上級学校に進学している。その意味で受験準備教育としての機能を果たしていたことになる。

そのような中で、1917（大正6）年に受験準備のため上京することを理由に在籍者の半数近くの6人が退学している。他の年度ではこれを理由とした退学はないことになっているが、家庭の都合の中に一定数は含まれているものと考えられる。受験準備のために上京するということは、同じ受験準備教育を担う補習科が信用できないことを表明することに他ならないのであって、そのような理由で退学を望んだところでそれを明示するとは限らないからである。

事実、家庭の都合で退学した者に上級学校への進学者は存在していた。1930（昭和5）年度の県立学校調査に限ってのことであるが、補習科から上級学校に合格した生徒の氏名と進学先の記載が残っている³³⁾。そこで示される進学先と人数は以下の通りである。

表3 補習科の半途退学者

		1916 (大正5)	1917 (大正6)	1921 (大正10)	1922 (大正11)	1929* (昭和4)	1930 (昭和5)
受験準備のため上京		6					
上級 学校 進学	高等学校大学予科				8		
	官公立諸学校				6		
	官立学校		2	9			
	私立学校		2	4			
家庭の都合		8	10			16	58
病気			1			2	2
計		14	15	13	14	18	60

*原史料ママ。1929（昭和4）年度は補習科は存在していないが、1930（昭和5）年度の統計に綴じられたものにデータは存在している（1930（昭和5）年10月10日付）。一方で簿冊表紙には「昭和七年」ともあり、一定しない。1929（昭和4年）・1930（昭和5）年：「(十) 前学年度半途退学者事由別調 補習科」より作成
上記以外の各年度：「(十八) 宮崎中学校補習科前学年度半途退学者調」より作成
前年度の退学者のため、掲載されているのはそれぞれ翌年の調査となる。

高等学校：1名・高等商業学校：2名・高等工業学校：3名・高等農林学校：1名
師範学校第二部：1名

この年度は全員が中途退学し、うち2人の病気退学者がいるが、仮に病気の者が回復後受験していたとしても8名に到達することはないのであって、退学理由はすべての場合において正確なものではないことが分かる。

さらに昭和期の他の年度の進学実績についても校友会雑誌に掲載されている。そこで判明する昭和期の補習科生の進学実績は以下の通りである³⁴⁾。

1931（昭和6）年：高等農林学校2名・医学専門学校1名・師範学校第二部1名
その他：1名
1932（昭和7）年：高等農林学校1名

『百年史』においては、経済不況にともなう家計の逼迫を補習科不振と閉鎖の理由としていた。実際に家計が逼迫したために上級学校進学を断念した生徒は存在したであろう。しかしながら、家庭の事情を理由に退学をしながら上級学校に進学した生徒も一定数存在している。本格的に上級学校入試を目指す者は補習科を離れていることに他ならないことから、補習科が受験準備というニーズに応えきれなかったということになる。

その一方で、表2からは年度途中で入学した生徒の存在を見ることができる。1921（大正10）年にいたっては12月になって入学した生徒もいる。もちろんある時に突然上級学校進学を思い立つ可能性はあるだろうが、それを考慮しても入学時期はまちまちである。この事実と家庭の都合で退学する者の多さを考え合わせたとき、受験準備のためでなくとも何らかの理由で普通教育についての見識を深めたいときに補習科に入学し、その意欲が満たされれば穏便な理由をつけて退学するという姿が浮かび上がってくる。

おわりに

宮崎県においては、明治期から補習科の設置を進め、さらには大正期には予備教育講習所の設置まで試みている。予備教育講習所の設置は露骨なまでの進学者増加対策であり、設置者側の意気込みは高い状況にあったと評することができる。しかし、その予備教育講習所の設置が議論される前の時期から、宮崎中学校の補習科を退学して上京する者が存在した。さらには、予備教育講習所をめぐる議論では教員誘致の構想も示されるが、実現しなかった。つまり、受験準備教育への意欲は東京府と変わらず、その意欲を政策的に実現しようとするのだが、それについて来そうな生徒は上京してしまうし、受験準備教育の推進にふさわしい人材集めも難航したため、実際にはうまく機能していかなかった。

大正後期になり、上級学校が増える中で進学準備教育のニーズは高まっていくはずだが、それへの対応も十分ではなかった。明治期には補習科に歴史や地理までも加えようという議論があったにも関わらず、1922（大正11）年以降は学科目数を3つに減らしている。現実問題として英、数、国漢だけで入れる上級学校は皆無に近いし、東京の受験準備教育機関は大正後期から昭和初期にかけて学科目数の増加を図っている³⁵⁾。つまり、補習科の教育課程は、上級学校進学を希望する生徒の需要に十全に応えられるものではなかったのである。ここでも設置者側の対応と上級学校進学希望者の実態とはかみ合っていない。上級学校への進学希望者の具体的な行動は明らかにはできないが、受験準備のために上京という理由で退学した生徒の存在から推察すれば東京など大都市の受験準備教育機関に入っていたと推測される。

では、設置者側の意欲や対応と受験生の実態とがかみあうのはどの段階になるのが次の問題である。予備教育講習所をめぐる県会での議論でも比較対象とされた鹿児島県や熊本県では長期にわたり多くの生徒を収容している³⁶⁾。両者はともに高等学校を擁していた県であるという共通点があり、冒頭で示した類型に基づけば東京府と宮崎県の中間的な類型の県であるこれらの県と宮崎県とはどのような異同があるのかの検討も必要だろう。この点は今後の課題である。

最後に、受験準備教育機関としては低調に終わった補習科はどのような存在としてとらえるべきかについて触れておきたい。宮崎中学校の補習科は、長きにわたって一定の在学者を擁しつづけていたことから、その生徒たちは必ずしも受験準備教育を望んでいたわけでもないとも考えることもできる。進学意欲が旺盛な生徒にとって宮崎中学校の補習科は不足を感じる機関であったのだろうが、本科の教育にもう少しプラスしたいというまさに「補習」を求める生徒には有用であったといえる。そうであるならば、上級学校進学者数の増加に尽力する県や学校の立場からすれば、補習科に在籍しながら上級学校進学を目指して勉学にいそまない生徒を不真面目と評することは考えられうることであり、その意味では「側面史」の評価とも符合するのである。このような受験準備教育に特化しない中学校補習科のあり方については、別の機会に検討することにした。

注

- 1) 吉野剛弘「受験準備教育機関としての旧制中学校の補習科—東京府立中学校を事例として」『慶應義塾大学大学院社会学研究科紀要』第66号（2008）
- 2) 本論文に関連して、筆者は「学校内受験準備教育機関としての旧制中学校の補習科の歴史的研究」（平成23年度科学研究費補助金・課題番号：23730765）において東京府と宮崎県との中間的な類型の県を事例にとり、最終的には東京府や宮崎県を含めて補習科における受験準備教育のありようを把握する研究を進めている。

- 3) 中学校補習科の特徴および補習科全般の先行研究については、前掲「受験準備教育機関としての旧制中学校の補習科—東京府立中学校を事例として」を参照されたい。
- 4) ここまで列挙した沿革史の書誌情報は以下の通りである。
宮崎県立宮崎大宮高等学校創立七十周年記念編『創立七十周年記念誌 創立七十秋』（宮崎県立大宮高等学校創立七十周年記念事業委員会、1959）
宮崎県立大宮高等学校創立八十周年記念行事委員会編『創立八十周年記念誌』（宮崎県立大宮高等学校創立八十周年記念行事委員会、1968）
宮崎県立大宮高等学校創立九十周年記念編『創立九十周年記念誌 九十秋』（宮崎県立大宮高等学校創立九十周年記念行事委員会、1980）
宮崎県立宮崎大宮高等学校創立百周年記念事業委員会大宮高校百年史編集委員会編『大宮高校百年史』（宮崎県立大宮高等学校弦月同窓会、1991）
- 5) 「側面史」は、『七十秋』においてその後の10年分を足して「宮崎中学校六十年側面史」として転載されるが、そこでも閉鎖の年度は直されていない。『百年史』ではこの講習所は3年間続いたとされているが、根拠は示されていない（p. 105）。『百年史』では、1923（大正12）年まで続いた補習科とこの講習所を同一視しているものと推測される。
- 6) 前掲「側面史」、pp. 107-108。以下の予備教育講習所に関する引用に関しても同じ。
- 7) 同前書、p. 123
- 8) なお、『百年史』では、「補習科の現状がこうであれば廃止に踏み切るのはやむをえない措置で、まして上級学校の進学を目指すのなら、「中学校令施行規則改正」の「教科課程の二種類編成」がある、と考えるのは自然の成り行きである」（p. 135）と、第二種課程の採用は補習科の廃止の代わりになされたように論じているが、第二種課程の採用は本科の問題であって補習科との直接的な関係はない。
- 9) 前掲『百年史』、p. 135
- 10) 沿革史においても、「旧制宮崎中学校、第一宮崎高等女学校の両校とも戦災を蒙り、その際多くの貴重な史料が灰燼に帰し、更にそれに加えてその後転々と校舎を移転した関係上、資料が散佚し、そのため資料の蒐集が意の如く捗らず、このことが本誌の編集に当たっての最大の頭痛の種でした。然し幸いにも宮崎中学校に三十余年勤続されました横山伊勢男先生、第一宮崎高女に永年勤務されました深見しづか先生、山之口新助先生の三先生に特にお願ひして、宮崎中学校、第一宮崎高女の沿革側面史を綴って戴きました。なお、昭和十五年に発刊された宮崎中学校五十周年記念誌「五十秋」に記載されていた横山先生の五十周年側面史をそのまゝ、本誌に転載して、更にその後の十カ年の歴史を追録して貰いました」（前掲『七十秋』、p. 226）とあり、宮崎中学校の沿革史は横山の執筆した「側面史」に大きく依拠している状態である。
- 11) 本論文で使用する県立学校調査はすべて『中学校高等女学校農学校』（宮崎県文書センター所蔵）に綴じられている。簿冊番号は以下の通りである。
1917（大正6）年：25426、1918（大正7）年：25428、1919（大正8）年：25429、1921（大正10）年：25434、1922（大正11）年：25435、1923（大正12）年：25444、1924（大正13）年：25441、1925（大正14）年：25449、1926（大正15）年：25454、1927（昭和2）年：25794、1928（昭和3）年：25793、1929（昭和4）年：25797、1930（昭和5）年：25802、1931（昭和6）年：25801
- 12) 『宮崎県学事年報（明治三十四年度）』、p. 21
- 13) その意味で1912（明治45）年の学則改正により「都城・延岡の両中学校にも補習科を置くこととなった」（p. 75）という『百年史』における記述は誤りである。都城、延岡両中学校の補習科の存在は各種統計資料で明治30年代から確認できるし、延岡中学校の補習科については「3（延岡中学校長）補習科設置ノ件上申ノ件」『中学校高等女学校農学校』（簿冊番号：25015）（宮崎県文書センター所蔵）で1904（明治37）年に設置申請し、許可されていた。
- 14) 「8 県立中学校学則改正ノ件開申」『学事関係諸令達通牒』（簿冊番号：108527）（宮崎県文書センター所蔵）、頁数なし
- 15) 前掲「8 県立中学校学則改正ノ件開申」、頁数なし
- 16) 『通常県会県会会議録』（簿冊番号：100913）（宮崎県文書センター所蔵）（1920（大正9）年11月24日分）、p.195（数字は手書きによるもの、ただし見開き単位でつけられている。以下同じ）

- 17) 速記録では第七目とあるが、前後の文脈から第七項の誤りと考えられる。
- 18) 前掲『通常県会県会議録』, pp. 196-197
- 19) 同前書 (1920 (大正9) 年11月29日分), p. 223
- 20) 同前
- 21) 同前, pp. 224
- 22) 同前, p. 224
- 23) 同前, pp. 224-226
- 24) 同前, p. 233
- 25) 同前, pp. 234
- 26) 河野: 同前, p. 232, 甲斐: 同前, pp. 234-235
- 27) 同前, pp. 235-236
- 28) 同前書 (1920 (大正9) 年12月3日分), pp. 407-408
- 29) 『宮崎県公報』第284号 (1921.1.28) (宮崎県文書センター所蔵), pp. 126-130
- 30) 『百年史』, p. 106
- 31) 各年度の「(二十) 都城中学校補習科本学年度学科目毎週時数教員等調」
- 32) 1921 (大正10) 年: 「大正十年度級監」『望洋』第66号 (1921.12), p. 104
- 1931 (昭和6) 年: 「昭和六年度級監」『望洋』第76号 (1931.12), p. 170
- 1932 (昭和7) 年: 「昭和七年度級監」『望洋』第77号 (1932.12), p. 194
- 33) この合格者氏名は「昭和五年度宮崎中学校補習科生徒中昭和六年度上級学校入学者調」として1931 (昭和6) 年度の宮崎中学校の統計資料の末尾に綴じられている。
- 34) 1931 (昭和6) 年: 「本年度上級学校進学者」『望洋』第77号 (1932.12), pp. 191-192
- 1932 (昭和7) 年: 「本年度上級学校進学者」『望洋』第78号 (1933.12), pp. 163-164
- 35) この点については、吉野剛弘「近代日本における予備校の歴史」『慶應義塾大学大学院社会学研究科紀要』第48号 (1999), 同「近代日本における受験準備教育機関—研数学館を事例として—」『鹿児島女子短期大学紀要』第40号 (2005) を参照されたい。
- 36) ただし、その根拠は統計資料によるものであり、実態は宮崎中学校の補習科のように受験準備を必ずしも考えていない生徒が多かった可能性は残る。

(別記) 本論文の執筆にあたって、宮崎県文書センターの職員の方々、宮崎県立宮崎大宮高等学校弦月同窓会の柳田様には、史料収集において格別のご協力をいただいた。記して感謝の意を表したい。